資料5

三陸南沿岸　海岸保全基本計画(改定案)　改訂箇所一覧

<table>
<tr><th>ページ</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>表紙</td><td>・計画編
・平成15年度</td><td>・計画編(改定案)
・平成24年度</td></tr>
<tr><td>目次</td><td></td><td>・ページの修正</td></tr>
<tr><td>p1</td><td>・牡鹿町

1.1　計画策定の考え方
海岸法の改正により、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、これまでの"災害からの海岸の防護（防災）"に加えて、"海岸環境の整備と保全"および"公衆の適正な利用"が法目的に追加され、防災・環境・利用の 3 つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。
また、都道府県では、国が定めた"海岸保全基本方針"に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した"海岸保全基本計画"を沿岸毎に定めることになっている。
このことから、岩手県及び宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸南沿岸（岩手県宮古市鮏ヶ崎～宮城県牡鹿町黒崎）を広域的な視点でとらえ、地域の意見を反映した「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進していくものとする。</td><td>・石巻市へ変更
・文章の修正と追加

1.1　計画策定・改定の考え方
海岸法の改正により、総合的な視野に立った海岸の管理を行うため、これまでの"災害からの海岸の防護（防災）"に加えて、"海岸環境の整備と保全"および"公衆の適正な利用"が法目的に追加され、防災・環境・利用の3つの面でバランスのとれた海岸管理が求められている。
また、都道府県では、国が定めた"海岸保全基本方針"に基づき、海岸の保全に関する基本的な方向性を明らかにするとともに、学識経験者や市町村長、地域住民などの意見を聴き、地域の意見を反映した"海岸保全基本計画"を沿岸毎に定めることになっている。
このことから、岩手県及び宮城県では、国が定めた海岸保全基本方針に基づき、三陸南沿岸（岩手県宮古市鮏ヶ崎～宮城県石巻市（（旧）牡鹿町）黒崎）を広域的な視点でとらえ、地域の意見を反映した「三陸南沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸特性に応じた海岸防護のための海岸保全施設整備等はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した調和のとれた総合的な海岸保全を推進していきたところである。
そうした中、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、三陸南沿岸においても海岸保全施設等に甚大な被害が発生した。このため、その被害の特徴や今後の防災対策で対象とする津波の考え方を踏まえ、主に「海岸の防護に関する事項」を今般改定するものである。また、被災した海岸保全施設の早急な復旧を推進するとともに、各市町村の復興まちづくりとも調和するよう、引き続き、海岸環境の保全や海岸利用に配慮すべく、「海岸環境の整備及び保全に関する事項」等の必要な改定を行うものである。
なお、今回改定は岩手県分について行なうものである。</td></tr>
<tr><td>p2</td><td>・1.2　計画策定の対象範囲
・牡鹿町
・表の更新

【延　長】　約 875km（岩手県：約 446km、宮城県：約 429km）
【自治体】　岩手県：4 市 2 町、宮城県：1 市 9 町
<table><tr><td>沿岸名</td><td colspan="4">三陸南沿岸</td></tr><tr><td>都道府県名</td><td colspan="2">岩手県</td><td colspan="2">宮城県</td></tr><tr><td>境界</td><td colspan="2">鮏ヶ崎（宮古市）～
宮城県境（陸前高田市）</td><td colspan="2">岩手県境（唐桑町）～
黒崎（牡鹿町）</td></tr><tr><td>沿岸総延長</td><td colspan="4">874.427m</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">445.866m</td><td colspan="2">428.561m</td></tr><tr><td>沿岸市町村</td><td>宮古市
山田町
大槌町
釜石市
大船渡市
陸前高田市</td><td>20.015m
71.097m
23.275m
124.752m
159.104m
47.623m</td><td>唐桑町
気仙沼市
本吉町
歌津町
志津川町
北上町
河北町
雄勝町
女川町
牡鹿町</td><td>55.260m
51.401m
21.380m
37.256m
37.727m
18.739m
18.455m
53.148m
70.664m
64.531m</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">（4 市 2 町）</td><td colspan="2">（1 市 9 町）</td></tr></table>出典：「海岸統計」平成 13 年度版（平成 12 年度）、国土交通省河川局編より
（注）大船渡市には（旧）三陸町分を含めている。</td><td>・タイトル変更「1.2　計画改定の対象範囲」
・石巻市へ変更
・表の更新

【延　長】　約873km（岩手県：約446km，宮城県：約427km）
【自治体】　岩手県：４市２町、宮城県；２市２町
<table><tr><td>沿岸名</td><td colspan="4">三陸南沿岸</td></tr><tr><td>都道府県名</td><td colspan="2">岩手県</td><td colspan="2">宮城県</td></tr><tr><td>境界</td><td colspan="2">鮏ヶ崎（宮古市）～
宮城県境（陸前高田市）</td><td colspan="2">岩手県境（気仙沼市）～
黒崎（石巻市）</td></tr><tr><td>沿岸総延長</td><td colspan="4">873.162m</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">446.028m</td><td colspan="2">427.134m</td></tr><tr><td>沿岸市町村</td><td>宮古市
山田町
大槌町
釜石市
大船渡市
陸前高田市</td><td>20.015m
70.817m
23.275m
125.099m
159.104m
47.718m</td><td>気仙沼市
南三陸町
石巻市
女川町</td><td>127.198m
75.147m
153.839m
70.950m</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">（4 市 2 町）</td><td colspan="2">（2 市 2 町）</td></tr></table>出典：「海岸統計」平成23年度版（平成22年度），国土交通省河川局編より</td></tr>
<tr><td>p3</td><td>・図の更新

</td><td>・図の更新（市町村変更に伴う）
 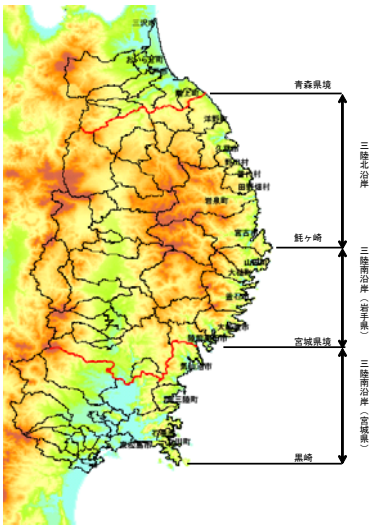
</td></tr>
</table>

ページ	変更前	変更後
P4,5	1.3　計画策定に関する基本的な事項 （2）留意事項 海岸保全基本計画を作成するに当たって留意した事項は次のとおりである。 1) 関連計画との整合性の確保 地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。 2) 関係行政機関との連携・調整 「三陸南沿岸海岸保全基本計画策定行政連絡会」を設置し、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図って計画策定を行った。 3) 地域住民の参画と情報公開 計画の策定段階において、有識者及び住民代表からなる懇談会、住民説明会及び縦覧を実施し、意見を本計画に十分に反映させた。	・タイトル修正 1.3　計画策定・改定に関する基本的な事項 ・文章の追記 （2）留意事項 海岸保全基本計画を策定・改定するに当たって留意した事項は次のとおりである。 1)関連計画との整合性の確保 計画策定時においては、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保した。 また、計画改定時においても、地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に配慮し、地域が一体となった計画の推進が重要であることから、県土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域防災計画、災害関連計画等関連する計画との整合性を確保した。 2)関係行政機関との連携・調整 計画策定時においては、「三陸南沿岸海岸保全基本計画策定行政連絡会」を設置し、広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。 また、計画改定時においても、岩手県では「岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会」によって広範囲及び様々な分野にわたる総合的な連携調整を図った。 3) 地域住民の参画と情報公開 計画策定時においては、策定段階において、有識者及び住民代表からなる懇談会、住民説明会及び縦覧を実施し、意見を本計画に十分に反映させた。 また、計画改定時においても、岩手県では「平成24年度 津波防災技術専門委員会」等を開催し有識者から意見をいただき、各市町村におけるまちづくり計画説明会の実施等により住民意見をいただき、計画改定に反映させた。
P6	1.4　計画策定の流れ 三陸南沿岸　海岸保全基本計画策定フロー（検討内容）	・タイトルの修正・追記 1.4　計画策定・改定の流れ （計画策定の流れ） ・検討フロー図（計画策定時）の追記 三陸南沿岸　海岸保全基本計画策定フロー（検討内容、計画策定時）
P7		・策定フロー図（計画策定時）の追記 三陸南沿岸　海岸保全基本計画策定フロー（策定手順、計画策定時）
P8	—	・検討フロー図（変更時）の追加 （計画改定の流れ） 本改定にあたり、岩手県では岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会を設置し、岩手県津波防災専門技術専門委員会等で最終的な検討を行った。 1. 三陸南沿岸の現況把握 1. 1　沿岸の概況の更新 ↓ 2. 海岸保全に関する基本的事項の策定 2. 1　海岸の現況及び保全の方向に関する事項の策定 2. 2　海岸の防護に関する事項の策定 2. 3　海岸環境の整備及び保全に関する事項の策定 2. 4　海岸における公衆の適正な利用に関する事項の策定 ↓ 3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項の策定 3. 1　海岸保全施設を整備しようとする区域の決定 3. 2　海岸保全施設の種類、規模及び配置等の策定 3. 3　海岸保全施設による防護の地域及びその状況の把握 3. 4　海岸保全施設における景観・環境検討の取り組み ↓ 4. 三陸南沿岸　海岸保全基本計画書（改定案）の作成 ↓ 三陸南沿岸　海岸保全基本計画（改定版）　策定 岩手県　三陸南沿岸　海岸保全基本計画策定フロー（検討内容、改定時）

ページ	変更前	変更後
P9	―	・策定手順図の追加（フロー図、変更時） 岩手県沿岸海岸保全基本計画改定行政連絡会設立 （平成２４年８月１０日） ↓ 岩手県津波防災技術専門委員会 （平成２４年１０月２６日） 議題：三陸北沿岸、三陸南沿岸海岸保全基本計画素案について ↓ 三陸北沿岸、三陸南沿岸の各海岸保全基本計画の策定（事務手続き） ・関係海岸管理者及び市町村長の意見照会 （平成２４年１１月中旬） ・三陸北沿岸、三陸南沿岸の各海岸保全基本計画の策定 （平成２４年１１月下旬） ・計画の公表・主務大臣への提出 （平成２４年１２月上旬） 岩手県　三陸南沿岸　海岸保全基本計画策定フロー（策定手順、改定時）
P10	・牡鹿町 ・874km 一方、三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。過去の記録によると、古くは貞観 11 年（西暦 869 年）以来、昭和 35 年のチリ地震津波まで 25 回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長 16 年（西暦 1611 年）及び明治 29 年（西暦 1896 年）の 2 回に渡って襲来した三陸沖地震津波や、昭和 8 年（西暦 1933 年）の三陸沖地震津波、昭和 35 年（西暦 1960 年）のチリ地震津波があげられる。	・宮城県石巻市へ変更 ・873km ・津波履歴を追加 一方、三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。過去の記録によると、古くは貞観11年（西暦869年）以来、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波まで27回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長16年（西暦1611年）及び明治29年（西暦1896年）の２回に渡って襲来した三陸沖地震津波や、昭和８年（西暦1933年）の三陸沖地震津波、昭和35年（西暦1960年）のチリ地震津波、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波があげられる。
P11	（１）海岸線の現況 岩手県側での風向は、宮古港で WSW（西南西）、大船渡港で NNW（北北西）～ NW（北西）が卓越している。これに対して釜石港では特に顕著な傾向は見られない。 岩手県側での波浪は、宮古港で波高 1.0m 以下の出現率が 87 %、釜石港では 66 %となっている。また、波高 1.0m を越える高い波は冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。 平野部は比較的大きな河川が注ぐ湾[4]の湾奥にわずかに広がっている。海岸線は大部分が岩礁海岸（崖地形を含む）であり、砂浜海岸は少ないが岩手県の高田海岸、宮城県の気仙沼大島や気仙沼湾西湾の西岸から湾口西側にかけては連続的に分布するほか、小泉湾沿岸、志津川湾北部湾口付近、北上川河口周辺にも分布している。	・津波履歴の追記 （１）海岸線の現況 三陸南沿岸の海岸線は出入りに富むリアス式海岸[1]で山地が海までせまり、湾奥に小さな平野が見られる。主な湾は北から山田湾、船越湾、大槌湾、両石湾、釜石湾、唐丹湾、吉浜湾、越喜来湾、綾里湾、大船渡湾、広田湾、、広田湾、気仙沼湾、 小泉湾、志津川湾、追波湾、雄勝湾、女川湾、鮫ノ浦湾がある。 平野は比較的大きな河川が注ぐ湾の湾奥にわずかに広がっている。海岸線は大部分が岩礁海岸（崖地形を含む）から成り、砂浜海岸は少ないが岩手県の高田海岸、宮城県の気仙沼大島や気仙沼湾西湾の西岸から湾口西側にかけて連続的に分布するほか、小泉湾沿岸、志津川湾北部湾口付近、北上川河口周辺にも分布している。 平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震により地盤沈下等のため海岸線が後退した海岸も見られる。 ・沿岸の波、風の更新 岩手県側での風向（気象庁データより）は、釜石でWWE（南南東）、大船渡で NW（北西）、ＳＳＥ（南南東）が卓越している。 岩手県側での波浪は、国土交通省所管（Nowphas）の 2001 年～2010 年の観測結果から、三陸南沿岸の釜石港で 1.0m未満が 62.7%となっている。また、波高 1.0m を越える高い波は冬期、春期の低気圧、及び台風時に多い。

ページ	変更前	変更後
P12,13	**①津波による浸水被害の発生状況** 三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。過去の記録によると、古くは貞観 11 年（西暦 869 年）以来、昭和 35 年のチリ地震津波まで 25 回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長 16 年（西暦 1611 年）及び明治 29 年（西暦 1896 年）の２回に渡って襲来した三陸沖地震津波や、昭和８年（西暦 1933 年）の三陸沖地震津波、昭和 35 年（西暦 1960 年）のチリ地震津波があげられる。 津波時にはＶ字型の湾地形により波が増幅され、また，湾奥に集落が形成されている傾向にあるため、被害が増大する傾向にあることが特徴となっている。 岩手県の宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波に対する警戒をうながす一例となっている。 近年の三陸南沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和８年：西暦1933年）、及びチリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）での痕跡高では明治29年（西暦1896年）の三陸沖地震津波で最も高い記録が残っている。一方、昭和 35 年のチリ地震津波は痕跡高では明治 29 年及び昭和 8 年の三陸沖地震津波より低いものの、地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、痕跡高に較べ被害が大きくなっている。特に岩手県の山田町、釜石市、大船渡市、宮城県の気仙沼市、志津川町、女川町では人的被害、家屋・耕地等の被害が大きかった。 **④海岸保全施設の整備状況** 三陸南沿岸の湾奥部に位置する海岸では、ほぼ全域にわたって堤防・護岸・胸壁が整備され、過去の津波と同規模の津波に対しての市街地や集落の安全性が図られ、また向上してきている。 また、海水浴場などの海浜利用の多い海岸では、親水性（海浜へのアクセス）を確保するために階段式護岸が整備され、砂浜の維持・保全が必要な海岸では離岸堤等が整備されるなど、それぞれの地域に応じた海岸整備が進められている。	**・浸水被害状況の追記** **①津波による浸水被害の発生状況** 三陸南沿岸は古くから津波の常襲地帯であり、多くの津波の襲来が記録されている。 過去の記録によると、古くは貞観11年（西暦869年）以来、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波まで27回あまりの津波に襲われている。特に被害が大きかった津波としては、慶長16年（西暦1611年）及び明治29年（西暦1896年）の２回に渡って襲来した三陸沖地震津波や、昭和８年（西暦1933年）の三陸沖地震津波、昭和35年（西暦1960年）のチリ地震津波、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波があげられる。 津波時にはＶ字型の湾地形により波が増幅され、また、湾奥に集落が形成されている傾向にあるため、被害が増大する傾向にあることが特徴となっている。 岩手県の宮古市姉吉には大津波記念碑があり、津波に対する警戒をうながす一例となっている。 近年の三陸南沿岸に襲来した三陸沖地震津波（明治29年：西暦1896年、昭和８年：西暦1933年）、及びチリ地震津波（昭和35年：西暦1960年）での痕跡高では明治29年（西暦1896年）の三陸沖地震津波で最も高い記録が残っている。一方、昭和35年のチリ地震津波は痕跡高では明治29年及び昭和8年の三陸沖地震津波より低いものの、地域経済の発展に伴い沿岸部へ資産が集中していたため、痕跡高に較べ被害が大きくなっている。特に岩手県の山田町、釜石市、大船渡市、宮城県の気仙沼市、志津川町、女川町では人的被害、家屋・耕地等の被害が大きかった。 平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波では最大遡上高は約40mにも上る大津波が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。岩手県では、沿岸部の被害が深刻であり、特に南部の陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町、宮古市での被害が顕著である。 **・施設整備状況の追記** **④海岸保全施設の整備状況** 三陸南沿岸の湾奥部に位置する海岸では、ほぼ全域にわたって堤防・護岸・胸壁が整備され過去の津波と同規模の津波に対しての市街地や集落の安全性が図られ、また向上してきた。 また、海水浴場などの海浜利用の多い海岸では、親水性（海浜へのアクセス）を確保するために階段式護岸が整備され、砂浜の維持・保全が必要な海岸では離岸堤等が整備されるなど、それぞれの地域に応じた海岸整備が進められてきた。 こうした海岸保全施設については、平成２３年（西暦２０１１年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった効果を発揮したが、広範囲にわたって甚大な被害が発生したため、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。
P13,P14	**⑤堤防等の整備高さの状況** 三陸南沿岸における堤防などの高さ（整備高さ）は、過去に襲来した津波（三陸沖地震津波、チリ地震津波）や高潮を計画津波・高潮（対抗すべき波）として、その津波や高潮が再び襲来した場合でも地域の安全が図られるよう計画されている。 岩手・宮城両県では、昭和３５年に襲来したチリ地震津波を契機に、チリ地震津波を計画津波としたハード整備による津波対策を本格的に始めた。 岩手県では、その後、昭和４８年に関係海岸管理者間で防潮堤等の整備高さについて調整を図り、明治２９年、昭和８年の三陸沖地震津波及び昭和３５年のチリ地震津波のうち、既往最大の津波を対象として整備を進めてきている。 宮城県では、明治・昭和の三陸沖地震津波により甚大な被害を受けた区域において高所移転が可能な地区（集落）については集団移転を行った。また、防潮堤等の整備高さは、既往最大津波高が望ましいものの、背後地の状況・経済的理由等から主としてチリ地震津波を対象として整備を進めてきている。 **2) 県及び沿岸市町の防災対策** 岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」、また、宮城県では「宮城県地域防災計画（震災編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に推進している。 また、沿岸市町においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っている。 現在、「避難場所の整備」、「防災訓練の実施」、「安全情報伝達施設整備」は全市町で整備または実施されている。海岸災害に関するハザードマップの整備状況は、岩手県では全沿岸市町で、宮城県では沿岸 10 市町のうち 5 市町で作成されている。	**・堤防の高さ状況の追記** **⑤堤防等の整備高さの状況** 三陸南沿岸における堤防などの高さ（整備高さ）は、過去に襲来した津波（三陸沖地震津波、チリ地震津波）や高潮を計画津波・高潮（対抗すべき波）として、その津波や高潮が再び襲来した場合でも地域の安全が図られるよう計画されていた。 岩手県・宮城県では、昭和３５年に襲来したチリ地震津波を契機に、チリ地震津波を計画津波としたハード整備による津波対策を本格的に始めた。 岩手県では、その後、昭和４８年に関係海岸管理者間で防潮堤等の整備高さについて調整を図り、明治２９年、昭和８年の三陸沖地震津波及び昭和３５年のチリ地震津波のうち、既往最大の津波を対象として整備を進めてきていた。 宮城県では、明治・昭和の三陸沖地震津波により甚大な被害を受けた区域において高所移転が可能な地区（集落）については集団移転を行った。また、防潮堤等の整備高さは、既往最大津波高が望ましいものの、背後地の状況・経済的理由等から主としてチリ地震津波を対象として整備を進められてきた。 こうした海岸堤防等については、平成２３年（西暦２０１１年）東北地方太平洋沖地震に伴う津波においても、津波を減衰させ避難時間の確保といった効果を発揮したが、広範囲にわたって甚大な被害が発生したため、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令第３条等に基づき、「設計津波の水位の設定方法等について」（農林水産省及び国土交通省、平成２３年７月）に沿って、堤防等の天端高を設定し、現在鋭意災害復旧等を推進している状況である。 **・防災対策の追記** **2) 県及び沿岸市町の防災対策** 岩手県では「岩手県地域防災計画（震災対策編）」、また、宮城県では「宮城県地域防災計画（震災編）」が策定されており、定期的な見直しにより津波を含む地震防災対策を総合的かつ計画的に推進していた。 また、沿岸市町においても地域防災計画を策定し、津波や高潮災害に対応した情報伝達体制の整備や日常的な防災教育、避難体制の整備などを行っていた。 今後、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波による甚大な被害を踏まえ、岩手県では新たに「避難場所の整備」、「防災訓練の実施」、「安全情報伝達施設整備」等は全市町村で整備または実施していく。

ページ	変更前	変更後
P15	（２）優れた海岸地形、景観 三陸南沿岸は、険しく切り立つ断崖と豊かな自然に囲まれた海岸となっていることから、沿岸部には景勝地（名勝、天然記念物等）が多い。また、「日本の渚百選」「日本の白砂青松百選」「日本の水浴場 88 選」「日本の音風景百選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。また国内では貴重となった「鳴り砂」の浜もみられる。 （４）陸域の生物 三陸南沿岸には、天然記念物や特定植物群落などの指定種をはじめとした多様な生物が存在し、また、貴重な生物の生息地となっているところもある。 沿岸の植生の大部分はアカマツやクロマツなどを中心とする保安林となっており、半島部や沿岸の島々にはタブの木などの照葉樹の自然林も残っている。 （５）沿岸の水質 三陸南沿岸は全般に閉鎖的性格が強い湾が多く分布しているものの、水質を環境基準の達成状況でみると水質は比較的良好で、ほぼ全域で環境基準を達成している。 また、平成 12 年度の沿岸の主要な海水浴場における水質測定結果では「不適」と判定された場所はなく、汀線付近の水質も良好な状態を保っていることがうかがえる。	・環境面の現状の追記 （２）優れた海岸地形、景観 三陸南沿岸は、険しく切り立つ断崖と豊かな自然に囲まれた海岸となっていることから、沿岸部には景勝地（名勝、天然記念物等）が多い。また、「日本の渚百選」「日本の白砂青松百選」「日本の水浴場88選」「日本の音風景百選」等に選出されている評価の高い海岸も多く存在する。また国内では貴重となった「鳴り砂」の浜もみられる。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、砂浜や松原の消失等の被害が生じた。 （４）陸域の生物 三陸南沿岸には、天然記念物や特定植物群落などの指定種をはじめとした多様な生物が存在し、また、貴重な生物の生息地となっているところもある。 沿岸の植生の大部分はアカマツやクロマツなどを中心とする保安林となっており、半島部や沿岸の島々にはタブの木などの照葉樹の自然林も残っている。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により動植物に被害が生じた。 （５）沿岸の水質 三陸南沿岸は全般に閉鎖的性格が強い湾が多く分布しているものの、水質を環境基準の達成状況でみると水質は比較的良好で、ほぼ全域で環境基準を達成している。
P16	（１）背後地域の土地利用及び海域利用 三陸南沿岸では地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、田畑の利用に占める割合は少ない状況にある。 三陸南沿岸には156の漁港があり、豊かな漁場環境を活かした水産業（沿岸漁業、養殖業、水産加工業など）が盛んである。 （２）産業構造と就業者人口 三陸南沿岸では、沿岸市町の人口に占める第３次産業への就業の割合が高いものとなっている。第 1 次産業の就業者人口は、おおよそ約 10 ～ 25 %であるが、その内訳をみると水産業が占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。 （３）沿岸域にかかわる総合計画 三陸南沿岸の海岸及びその周辺に係わる主なプロジェクトとしては、陸域では道路事業（三陸縦貫自動車道）が進められており一部区間で供用開始となっている箇所もある。また、海岸周辺では港湾整備を中心とした事業、海洋環境の保全や離島の振興を目的とした事業も揚げられる。 （４）海浜へのアクセス 三陸南沿岸における海浜へのアクセスは、沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、リアス式海岸であり地形が急峻であることから直接海水にふれることができない海岸も多い。また、半島の先端部へのアクセスが難しい箇所もある。	・沿岸の社会的特性の追記 （１）背後地域の土地利用及び海域利用 三陸南沿岸では地域の大部分が保安林などの林地となっており、平地のほとんどは港湾や漁港、市街地となっていて、田畑の利用に占める割合は少ない状況にある。 三陸南沿岸には多数の漁港があり、豊かな漁場環境を活かした水産業（沿岸漁業、養殖業、水産加工業など）が盛んであった。しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、そのほとんどの漁港施設や養殖施設等に甚大な被害が生じた。 （２）産業構造と就業者人口 三陸南沿岸では、沿岸市町の人口に占める第３次産業への就業の割合が高いものとなっている。第1次産業の就業者人口は、おおよそ約7～28%（平成22年度国勢調査）であるが、その内訳をみると水産業が占める割合が大きくなっており地域産業において重要な位置にあることがうかがえる。 （３）沿岸域にかかわる総合計画 三陸南沿岸の海岸及びその周辺に係わる主なプロジェクトとしては、陸域では道路事業（三陸縦貫自動車道路）が進められており一部区間で供用開始となっている箇所もある。 また、海岸周辺では港湾整備を中心とした事業、海洋環境の保全や離島の振興を目的とした事業の推進等が揚げられ、更に平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波被災からの復旧・復興事業が各地で行われている。 （４）海浜へのアクセス 三陸南沿岸における海浜へのアクセスは、沿岸部を南北に縦貫する国道45号とこれに接続する県道、市町道が幹線となっており、主な海水浴場や代表的な観光地へのアクセスは概ね確保されているが、リアス式海岸であり地形が急峻であることから直接海水にふれることができない海岸も多い。また、半島の先端部へのアクセスが難しい箇所もある。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、主要道路等に甚大な被害が生じた。現在、復興道路として、主要道路等を整備中である。

ページ	変更前	変更後
P17	**①海水浴場等** 三陸南沿岸には湾奥部を中心に小規模な海水浴場が数多く点在しており、周辺地域や県内外からの人々に利用されている。また、数は少ないが、潮干狩り場、マリーナやフィシャリーナ、サーフポイントも存在する。 また、豊かな漁場に面していることから、沿岸のほぼ全域が良好な釣り場となっており、アクセス可能な海岸ではアイナメ、カレイ、ヒラメ、メバル、クロダイ、ウミタナゴ等を狙うことができる。 **②海岸における観光・利便施設** 三陸南沿岸は、大部分が陸中海岸国立公園ならびに南三陸金華山国定公園に指定され、名勝や天然記念物等も数多く存在することから、ほぼ全域にわたって景勝地や観光施設が分布しており、観光船も運航されている。 **（６）海岸における地域活動** 三陸南沿岸における地域活動としては、地域住民（ボランティア）や漁業協同組合による海浜の定期的清掃活動が行われており、その他には植樹活動等の様々なＮＰＯ活動も行われている。特に山と海を結んだ植樹活動は宮城県での活動を核に全国に広がっていった。	**・海岸利用の追記** **①海水浴場等** 三陸南沿岸には湾奥部を中心に小規模な海水浴場が数多く点在しており、周辺地域や県内外からの人々に利用されている。また、数は少ないが、潮干狩り（地引き網）場、マリーナやフィシャリーナ、サーフポイントも存在する。 また、豊かな漁場に面していることから、沿岸のほぼ全域が良好な釣り場となっており、アクセス可能な海岸ではアイナメ、カレイ、ヒラメ、メバル、クロダイ、ウミタナゴ等を狙うことができる。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、海水浴場等の消失が見られる。 **②海岸における観光・利便施設** 三陸南沿岸は、大部分が陸中海岸国立公園ならびに南三陸金華山国定公園に指定され、名勝や天然記念物等も数多く存在することから、ほぼ全域にわたって景勝地や観光施設が分布しており、観光船も運航されている。 また、いずれの沿岸にも科学館、歴史館、博物館等の文化・レジャー施設や、海水浴場、キャンプ場、遊歩道等の野外活動施設があり、これらを活用した体験学習等も盛んに行われている。 しかし、平成23年（西暦2011年）の東北地方太平洋沖地震津波により、観光・利便施設に甚大な被害が生じた。 **（６）海岸における地域活動** 三陸南沿岸における地域活動としては、地域住民（ボランティア）や漁業協同組合による海浜の定期的清掃活動が行われており、その他には植樹活動等の様々なＮＰＯ活動も行われている。特に、山と海を結んだ植樹活動は宮城県での活動を核に全国に広がっていった。 現在は、復旧・復興に向けた様々な地域活動が行なわれている。
P19	**◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める** 明治 29 年、昭和 8 年の三陸沖地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波をはじめ甚大な被害を古くから受けてきており、低地（河口部周辺や湾奥等）に形成された市街地や集落にとって津波対策の充実は極めて重要である。 三陸南沿岸では、海岸災害から人命・財産の安全を確保するよう努めていくものとする。 **◆地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める** 三陸南沿岸の自然海岸比率は全国第一位（岩手県 82.22 %（全国第１位）：宮城県 68.66 %（全国第６位）：全国平均 55.18 %、1993：環境庁「海岸調査」）であり、多くの自然が残されている沿岸として全国的にも希少である。また、三陸南沿岸の歴史や文化は地域住民の貴重な財産であり、これらの保全と継承も重要である。さらに、海洋性レクリエーションの場として利用されている数少ない砂浜を保全することも大切である。 三陸南沿岸ではこのような地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努めていくものとする。 **◆水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用と自然環境保全、国土保全との調和を図り、地域振興の寄与に努める** 三陸南沿岸には 156 漁港があり、漁場整備や養殖業も盛んに行われている。豊かな水産資源に育まれた地域の水産業は住民のくらしを支えているとともに、三陸南沿岸の象徴の一つとなっている。さらに、豊かで優れた自然環境と海岸景観は質の高い観光資源として、多様なレクリエーションの場として、また、環境学習や屋外教育、体験交流の場としての資質を備えている。一方、これらの資源と調和のとれた利用を図っていく上では、地域に残る自然環境の保全、津波や海岸災害からの防護との調整を図っていく必要がある。 三陸南沿岸ではこのような沿岸利用を活かし、地域振興の寄与にも配慮した調和のとれた利用に努めていくものとする。	**・津波履歴の追記** **◆海岸災害から人命・財産の安全の確保に努める** 明治29年、昭和8年の三陸沖地震津波、昭和35年のチリ地震津波、平成23年の東北地方太平洋沖地震津波をはじめ甚大な被害を古くから受けてきており、低地（河口部周辺や湾奥等）に形成された市街地や集落にとって津波対策の充実は極めて重要である。 「比較的発生頻度の高い津波（数十年～百数十年）」に対しては、施設整備により人命・財産や種々の産業・経済活動、国土を守ることを目標とする。 「最大クラスの津波」に対しては、住民の避難を軸に、土地利用・避難施設の整備などソフト・ハードを総動員する多重防御の考え方で減災する。 三陸南沿岸では、津波災害から人命・財産の安全を確保するよう努めていくものとする。 **◆地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努める** 三陸南沿岸の自然海岸比率は、岩手県では全国第2位（77.00%）、宮城県では全国第7位（64.64%）（全国平均53.09%、1998：環境庁「海辺調査」）であり、多くの自然が残されている沿岸として全国的にも希少である。また、三陸南沿岸の歴史や文化は地域住民の貴重な財産であり、これらの保全と継承も重要である。さらに、海洋性レクリエーションの場として利用されている数少ない砂浜を保全することも大切である。 三陸南沿岸ではこのような地域に広がる豊かで美しい自然環境の保護・保全に努めていくものとする。 **◆水産業、港湾、観光、レクリエーション等の沿岸利用と自然環境保全、国土保全との調和を図り、地域振興の寄与に努める** 三陸南沿岸には多数の漁港があり、漁場整備や養殖業も盛んに行われている。豊かな水産資源に育まれた地域の水産業は住民のくらしを支えているとともに、三陸沿岸の象徴の一つとなっている。さらに、豊かで優れた自然環境と海岸景観は質の高い観光資源として、多様なレクリエーションの場として、また、環境学習や屋外教育、体験交流の場としての資質を備えている。一方、これらの資源と調和のとれた利用を図っていく上では、地域に残る自然環境の保全、津波からの防護との調整を図っていく必要がある。 三陸南沿岸ではこのような沿岸利用を活かし、地域振興の寄与にも配慮した調和のとれた利用に努めていくものとする。

P21

変更前

三陸南沿岸の現況特性をふまえ、海岸保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点を抽出・整理すると以下のようにまとめられる。

◆課 題 点

防護	◆津波、高潮、侵食等への対応 ○海岸保全施設による防護効果の確保 ○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進 ○保守点検等、施設の老朽化への対応 ○既存施設のデータベース化 ○防災体制の確立と運用 ○防災教育の普及 ◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応 ◆観測体制の確立

変更後

・課題点の抽出の追記

平成23年(西暦2011年)の東北地方太平洋沖地震津波後の三陸南沿岸の現況特性を踏まえ、海岸保全の長期的なあり方を目指していく上での課題点を抽出・整理すると以下のようにまとめられる。

◆課 題 点

防護	◆津波、高潮、侵食等への対応 ○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護効果の確保 ○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造の確保 ○海岸保全施設による防護効果の確保 ○効果的な海岸保全対策、施設整備の推進 ○水門等の遠隔操作化 ○保守点検等、施設の老朽化への対応 ○既存施設のデータベース化 ○防災体制の確立と運用 ○防災教育の普及 ○最大クラスの津波を念頭においた防災体制の確立と運用 ◆崖海岸及び砂浜への配慮と対応 ◆観測体制の確立

P24

変更前

防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導体制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。

特に、津波への防護水準については、明治 29 年、昭和 8 年の三陸沖地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、それらに対処できる防護水準としていくことを目標とするが、背後地の地盤高が低く人口や資産が集中し、被害が大きいと予想される箇所については防護のあり方を含めて十分検討するものとする。

また、侵食への防護については、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。

三陸南沿岸における津波・高潮等、および侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。

変更後

・防護水準の追記

2.1.2　防護水準

防護水準は、海岸の津波・高潮等、侵食による被害状況、背後状況や地域ニーズに応じた防護のあり方を海岸管理者が定めた上で適切に設定していくものとする。また、海岸保全施設の整備にあたっては、自然環境の保全や海岸の利用、水産・観光振興への寄与にも十分配慮するとともに、地域の人々の意見も反映して総合的に検討し進めていくものとする。なお、災害時の情報提供や避難・誘導体制の確立等についても関係機関と連携・調整を図るものとする。

特に、津波への防護水準については、明治２９年、昭和８年の三陸沖地震津波、昭和３５年のチリ地震津波、平成２３年の東北地方太平洋沖地震津波での多大な津波被害の実態や、シミュレーション等による検討を基にして、比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対して対処できる防護水準としていくことを目標に、湾や海岸線の向き等により同一の津波外力を設定しうると判断される地域海岸単位に設計津波の水位を設定し、それを目安に設定するものとする。また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、少しでも壊れるまでの時間を稼ぐために、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。

また、侵食への防護については、平成２３年の東北地方太平洋沖地震津波で、地形変化が見られるが、津波への防護を優先しつつ、各市町村と調整を図りながら、侵食の進行状況や程度に応じて面的防護を含めた海岸保全施設の整備等によって現状汀線を保全・維持、または回復していくことを基本的な目標とする。

三陸南沿岸における津波・高潮等、および侵食についての防護水準は次頁のとおりとする。

P25

変更前

防潮堤等の防護水準、および侵食についての防護水準（岩手県地域）

防護すべき地域	津波・高潮等（防潮堤等の整備高さ）	侵　食
宮　古　市 (鮏ケ崎から)	(T.P+10.0m)　　の確保	現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。
山　田　町	(T.P+　6.6～8.5m) の確保	
大　槌　町	(T.P+ 6.4～8.35m) の確保	
釜　石　市	(T.P+ 4.0～12.0m) の確保	
大 船 渡 市	(T.P+ 3.0～14.3m) の確保	
陸 前 高 田 市	(T.P+ 4.8～8.5m)　の確保	

変更後

・表の更新（防護水準）

防潮堤等の防護水準、および侵食についての防護水準（岩手県地域）

防護すべき地域		津波・高潮等	侵　食
地域海岸	市町村		
重茂海岸	宮古市 (鮏ケ崎まで)	(TP+14.1m) の確保	－
山田湾	山田町	(TP+9.7m) の確保	(TP+2.7～3.5m) の確保
船越湾	山田町	(TP+12.8m) の確保	(TP+4.5m) の確保
大槌湾	大槌町	(TP+14.5m) の確保	(TP+5.6m) の確保
両石湾	釜石市	(TP+12.0m) の確保	－
釜石湾	釜石市	(TP+6.1m) の確保	－
唐丹湾	釜石市	(TP+14.5m) の確保	－
吉浜湾	大船渡市	(TP+14.3m) の確保	(TP+4.5m) の確保
越喜来湾	大船渡市	(TP+11.5m) の確保	(TP+4.3～5.0m) の確保
綾里湾	大船渡市	(TP+7.9m) の確保	－
大船渡湾外洋	大船渡市	(TP+14.1m) の確保	(TP+2.5～3.05m) の確保
大船渡湾	大船渡市	(TP+7.5m) の確保	(TP+5.63m) の確保
大野湾	大船渡市	(TP+12.8m) の確保	(TP+2.1～3.1m) の確保
広田湾外洋	陸前高田市	(TP+12.8m) の確保	－
広田湾	陸前高田市	(TP+12.5m) の確保	(TP+3.0m) の確保

※侵食対策は現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>P25</td><td>

防潮堤等の防護水準、および侵食についての防護水準（宮城県地域）

<table>
<tr><th>防護すべき地域</th><th>津波・高潮等（防潮堤等の整備高さ）</th><th>侵　食</th></tr>
<tr><td>唐　桑　町</td><td>（T.P+ 2.4～6.1m）の確保</td><td rowspan="10">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。</td></tr>
<tr><td>気 仙 沼 市</td><td>（T.P+ 2.5～5.1m）の確保</td></tr>
<tr><td>本　吉　町</td><td>（T.P+ 4.2～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>歌　津　町</td><td>（T.P+ 3.6～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>志 津 川 町</td><td>（T.P+ 3.6～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>北　上　町</td><td>（T.P+ 4.1～4.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>河　北　町</td><td>（T.P+ 2.6～4.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>雄　勝　町</td><td>（T.P+ 2.4～5.7m）の確保
＊荒海岸は，TP+8.2m</td></tr>
<tr><td>女　川　町</td><td>（T.P+ 3.1～4.9m）の確保</td></tr>
<tr><td>牡　鹿　町</td><td>（T.P+ 4.2～6.4m）の確保</td></tr>
</table>

</td><td>

・表の更新（防護水準）

防潮堤等の防護水準、および侵食についての防護水準（宮城県地域）

<table>
<tr><th>防護すべき地域</th><th>津波・高潮等（防潮堤等の整備高さ）</th><th>侵　食</th></tr>
<tr><td>唐　桑　町</td><td>（T.P+ 2.4～6.1m）の確保</td><td rowspan="10">現状の汀線維持、もしくは、必要に応じた汀線の回復。</td></tr>
<tr><td>気 仙 沼 市</td><td>（T.P+ 2.5～5.1m）の確保</td></tr>
<tr><td>本　吉　町</td><td>（T.P+ 4.2～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>歌　津　町</td><td>（T.P+ 3.6～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>志 津 川 町</td><td>（T.P+ 3.6～5.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>北　上　町</td><td>（T.P+ 4.1～4.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>河　北　町</td><td>（T.P+ 2.6～4.5m）の確保</td></tr>
<tr><td>雄　勝　町</td><td>（T.P+ 2.4～5.7m）の確保
＊荒海岸は，TP+8.2m</td></tr>
<tr><td>女　川　町</td><td>（T.P+ 3.1～4.9m）の確保</td></tr>
<tr><td>牡　鹿　町</td><td>（T.P+ 4.2～6.4m）の確保</td></tr>
</table>

※宮城県については、平成16年2月26日策定時の内容を記載しています。

</td></tr>
<tr><td>P26</td><td>

＜施　　策＞

○津波への防護を確保する。
○津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備や、サンドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。
○津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係機関との連携を図るとともに地域と共に検討していく。
○海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い、施設の機能を確保する。また、施設のデータベース化を進める。
○地域防災計画と連携した防災訓練の実施、および災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。

</td><td>

・防護への施策を追記

2.1.3　防護の目標を達成するための施策

三陸南沿岸では、津波・高潮等、侵食による災害から地域を守り、地域の安全性を確保するため、堤防や離岸堤等が整備されてきた。その一方で、景勝地にもなっている自然海岸が多く残されていることから、施設整備による影響（海岸景観、海浜植生や海辺の生物相の変化等）への対応も必要になってきている。

このようなことから、三陸南沿岸における今後の海岸整備については、防護（津波対策、国土保全）を第一としつつ、環境と利用にも配慮した質的向上を図ることが必要であり、そのためには状況に応じて以下の施策を講じていく。

防護の目標を達成するための施策を講じていく際には、自然への畏敬をもちつつ進めていくものとする。

平成２３年の東北地方太平洋沖地震津波により被災した海岸堤防等については、災害復旧事業において、適切な防護水準の確保を図るとともに、必要に応じて、粘り強い構造とするための設計上の工夫を取り入れていく。

＜施　　策＞

○比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護を確保する。
○海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。
○津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備やサンドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。
○津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係機関との連携を図るとともに地域と共に検討していく。
○海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い、施設の機能を確保する。また、施設のデータベース化を進める。
○地域防災計画と連携した防災訓練の実施、および災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。

</td></tr>
</table>

ページ	変更前	変更後
P28	3.1　海岸環境の整備及び保全のための施策 三陸南沿岸には、豊かな自然を背景とした美しい海岸景観、貴重な生き物の生息の場、豊富な水産資源を有する海域など優れた地域環境が広範囲に残っている。また、古くからの地域の歴史や人々の暮らしを示す文化財等も多く分布している。このような三陸南沿岸の優れた地域環境は、当地域の主要産業のひとつでもある水産業や観光、人々のレクリエーションの場として、また、人々に憩いとやすらぎを与える場としても貴重でかけがえのない資源となっている。 このような豊かな地域環境は一度失うと、その回復には長い期間を要することを勘案し、状況に応じて以下の施策を講じていく。 <施　策> ○現状の海岸環境を継承する。 ○地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。 ○海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。 ○地元地方自治体や関係行政機関、住民や NPO 等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。 ○環境保全に関する広報活動等との連携を展開し、住民意識の向上を図る。 ○良好な環境を活かした、環境学習や屋外教育、体験交流等の海辺を舞台とした活動等との連携を展開する。	・海岸環境の整備及び保全のための施策を追記 3.1　海岸環境の整備及び保全のための施策 三陸南沿岸には、豊かな自然を背景とした美しい海岸景観、貴重な生き物の生息の場、豊富な水産資源を有する海域など優れた地域環境が広範囲に残っている。また、古くからの地域の歴史や人々の暮らしを示す文化財等も多く分布している。このような三陸南沿岸の優れた地域環境は、当地域の主要産業のひとつでもある水産業や観光、人々のレクリエーションの場として、また、人々に憩いとやすらぎを与える場としても貴重でかけがえのない資源となっている。 このような豊かな地域環境は一度失うと、その回復には長い期間を要することを勘案し、状況に応じて以下の施策を講じていく。 なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震津波の復旧・復興に際し、環境や利用への配慮については、各市町村のまちづくり進捗等を踏まえて可能な限り配慮していくこととする。 <施　策> ○現状の海岸環境の継承に努める。 ○地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備の展開に努める。 ○海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発に努める。 ○地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処に努める。 ○環境保全に関する広報活動等との連携を展開し、住民意識の向上に努める。 ○良好な環境を活かした、環境学習や屋外教育、体験交流等の海辺を舞台とした活動等との連携に努める。
P29	<施　策> ○地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出の方策を検討して展開する。 ○地域の状況に応じた水質の保全、回復の方策を検討して展開する。 <配慮事項> ○環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出については、地域整備や海岸・海域整備等の様々な取り組みとの連携に努める。 ○水質の保全、回復については、地域整備や海岸・海域整備等の様々な取り組みとの連携に努める。 ○海岸の防護・保全、豊かな環境を舞台とした利用との調和に努める。	・海岸環境の再生・創出の項目を追加 <施　策> ○地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出の方策を検討して展開に努める。 ○地域の状況に応じた水質の保全、回復の方策を検討して展開に努める。 ［岩手県］ ○堤防等の配置については、海岸特有のエコトーンへの影響に考慮する。 ○リアス式地形など、地域特有の環境・生態系を踏まえた環境配慮手法を検討する。 ○影響低減対策は、地域の自然環境等に精通している有識者等と協議のうえ適切な時期に検討する。 <配慮事項> ○環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出については、地域整備や海岸・海域整備等の様々な取り組みとの連携に努める。 ○水質の保全、回復については、地域整備や海岸・海域整備等の様々な取り組みとの連携に努める。 ○海岸の防護・保全、豊かな環境を舞台とした利用との調和に努める。 ［岩手県］ ○文献調査や有識者へのヒアリングなど事前調査を実施し、被災以前の環境把握に努める。 ○事業計画を踏まえ現地調査を行い、生息生物の現況把握に努める。 ○被災以前の環境と現況との比較を通じ、保全上配慮すべき種や生息場所などの抽出に努める。 ○抽出された重要種や注目種、生息場所などに対する影響予測に努める。 ○沿岸全体の生態系を視野に入れつつ、被災後の目指すべき河川・海岸環境の目標設定に努める。 ○影響低減対策はミティゲーションによる段階的な検討を経て策定・実施に努める。 ○事業開始後にはモニタリングを開始し影響低減方策の検証や評価への反映に努める。

ページ	変更前	変更後
P30	―	・海岸景観の創出の項目を追加 （４）海岸景観の創出について（岩手県） ＜施　　策＞ ○視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感ない周辺空間への調和に配慮する。 ○擬似的に自然に見せる表面処理は行わず、シンプルなデザインで構造物の本来機能を伝えることに努める。 ＜配慮事項＞ ○ 堤防の位置・線形については、海浜との関係、まちづくりとの関係等を総合的に勘案し設定に努める。 ○ 堤防線形は、できる限り急激な変化を避け、地形に馴染んだ緩やかな曲線形にするよう配慮する。 ○ 堤防の構造形式については、一連の構造とするよう配慮する。 ○ 異なる構造形式となる場合には、異なる構造物が直接接することの違和感軽減に配慮する。 ○ 堤防の連続的な見えを分節に配慮する。 ○ 構造物の立ち上がりの唐突さを緩和し、高さ感・圧迫感を軽減に努める。 ○ 水門や樋門が必要以上に目立つことのないようシンプルな形状に配慮する。 ○ 一般的な引き上げ門扉形式に加え、周辺環境や堤防等と調和した形式についても検討する。 ○ 開閉機器の操作室（上屋）については、門柱との一体感や安定感のあるデザインに配慮する。 ○ ゲートの色彩については、必要に応じて試作パネル等を用いて現地で確認を行う。 ○ 平常時（ゲート開口時）における川の流れのイメージを損なわないように配慮する。 ○ 海側と陸側をつなぐ“門”に相応しい、開放感のある空間として設える。 ○ 関連する付帯施設などを含めた陸閘の空間のトータルデザインに配慮する。 ○ 緊急時における閉鎖作業に要する時間などを考慮し、設置の集約に努める。
P31	4.1　海岸における公衆の適正な利用のための施策 三陸南沿岸の豊かで優れた自然環境と海岸景観は、地域の歴史や文化を育むとともに、質の高い観光資源として沿岸の人々をはじめ多くの人々に親しまれてきた。特に、豊かな水産資源に育まれた地域の水産業は、住民のくらしを支えているとともに三陸南沿岸の象徴の一つとなっている。 また、沿岸の豊かで優れた自然環境と海岸景観は、多様に利用できる空間として地域を支える一方で、環境学習・屋外教育、体験交流としての場や多様なレクリエーションへの場を成り立たせているなど様々な面で地域に大きな恩恵を与えている。 このようなことから、今後も地域の活性化や各種産業の振興に寄与できるよう、状況に応じて以下の施策を講じ、調和のとれた海岸の利用に努めていく。 ＜配慮事項＞ ○漁場環境の保全と養殖業等への配慮に努める。 ○観光・水産振興への寄与に努める。 ○学習・教育、レクリエーションと観光・水産業との連携に努める。 （２）海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について ＜施　　策＞ ○海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開する。	・利用のための施策を追記 4.1　海岸における公衆の適正な利用のための施策 三陸南沿岸の豊かで優れた自然環境と海岸景観は、地域の歴史や文化を育むとともに、質の高い観光資源として沿岸の人々をはじめ多くの人々に親しまれてきた。特に、豊かな水産資源に育まれた地域の水産業は、住民のくらしを支えているとともに三陸沿岸の象徴の一つとなっている。 また、沿岸の豊かで優れた自然環境と海岸景観は、多様に利用できる空間として地域を支える一方で、環境学習・屋外教育、体験交流としての場や多様なレクリエーションへの場を成り立たせているなど様々な面で地域に大きな恩恵を与えている。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震津波により、環境と利用に甚大な被害を受けたが、地域の活性化や各種産業の振興に寄与できるよう、状況に応じて以下の施策を講じ、調和のとれた海岸の利用に努めていく。 ＜配慮事項＞ ○漁場環境の保全と養殖業等への配慮に努める。 ○観光・水産振興への寄与に努める。 ○学習・教育、レクリエーションと観光・水産業との連携に努める。 ［岩手県］ ○地域と一体となったトータルデザインに配慮する。 （２）海岸愛護活動、啓発活動との連携や普及について ＜施　　策＞ ○海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開に努める。

<table>
<tr><th>ページ</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>P32</td><td>
<＜施　　策＞
○海辺における憩いの場の確保、海辺へのアクセス性の改善・向上や利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境整備を検討して展開する。

<＜配慮事項＞
○海岸の防護・保全、豊かな環境の保護・保全との調和に努める。
○海岸環境整備には駐車場、トイレ、眺望場所の整備等も含めて検討する。

<＜配慮事項＞
○具体的な施設計画や施設整備に際しては、豊かな自然環境の保護・保全や、防護面についての影響に配慮して、それらとの調整に努める。
</td><td>
・快適性、利便性の向上を追記

<＜施　　策＞
○海辺における憩いの場の確保、海辺へのアクセス性の改善・向上や利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境整備を検討して展開に努める。
[岩手県]
○各地域のまちづくり計画等の将来的な利用ニーズの把握とそれに対応した利用しやすい場を確保に努める。

<＜配慮事項＞
○海岸の防護・保全、豊かな環境の保護・保全との調和に努める。
○海岸環境整備には駐車場、トイレ、眺望場所の整備等も含めて検討する。
[岩手県]
○階段等付帯施設の利用環境向上へ配慮する。
○地域コミュニティに配慮する。

・快適性、利便性の向上を追記

<＜配慮事項＞
○具体的な施設計画や施設整備に際しては、豊かな自然環境の保護・保全や、防護面についての影響に配慮して、それらとの調整に努める。
[岩手県]
○海岸利用のための空間づくりにおいては、自然環境の保護・保全や防護面を含めた総合的な検討、調整に努める。
</td></tr>
<tr><td>P33</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>海岸管理者が行う施策</th></tr>
<tr><td>防護</td><td>●津波への防護を確保する。

○津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備や、サンドバイパスやサンドリサイクルを含めた海岸保全への対処により防護・保全効果の向上を図る。

△海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い、施設の機能を確保する。また、施設のデータベース化を進める。

☆防護、環境、利用面でより質の高い施設整備を目指した技術を導入する。</td></tr>
<tr><td>環境</td><td>◎現状の海岸環境を継承する。

☆地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。

☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。</td></tr>
<tr><td>利用</td><td>□海辺における憩いの場の確保、海辺へのアクセス性の改善・向上や利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境整備を検討して展開する。</td></tr>
</table>
</td><td>
・各施策の整理表の更新

<table>
<tr><th></th><th>海岸管理者が行う施策</th></tr>
<tr><td>防護</td><td>◇比較的発生頻度が高い津波に対する海岸堤防等による防護を確保する。
◇海岸堤防等の天端を越える津波に対する粘り強い構造を確保する。
○津波対策や高潮・侵食等への国土保全が必要な地域では、必要となる海岸保全施設（堤防、護岸、防波堤、胸壁、離岸堤、 人工リーフ、突堤、砂浜等）を検討し、その整備により防護 保全効果を向上を図る。
△海岸保全施設の保守点検体制の充実や維持管理を適切に行い　施設の機能を確保。また、既存施設のデータベース化を進める。
☆防護、環境、利用面でより質の高い施設整備を目指した技術を導入する。</td></tr>
<tr><td>環境</td><td>◎現状の海岸環境を継承する。
☆地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。
★堤防等の配置については、海岸特有のエコトーンへの影響を考慮する。
☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。</td></tr>
<tr><td>利用</td><td>□海辺における憩いの場の確保、海辺へのアクセス性の改善向上や利用者の快適性を高めるための質の高い海岸環境整備を検討して展開する。
■各地域のまちづくり計画等の将来的な利用ニーズの把握とそれに対応した利用しやすい場を確保する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>ページ</th><th>変更前</th><th>変更後</th></tr>
<tr><td>P33</td><td>
<table>
<tr><th>地元地方自治体や関係行政機関と海岸管理者が
連携・協力して行う施策</th></tr>
<tr><td>☆地域防災計画と連携した防災訓練の実施、および災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。
☆関係機関と連携して各種のデータ（風、波など）等の活用を図り、海岸防災の強化を目指す。
☆津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係機関との連携を図るとともに地域と共に検討していく。
☆防護、環境、利用面でより質の高い施設整備を目指した技術を導入する。</td></tr>
<tr><td>☆関係機関が保有している各種データ（動植物、水質など）等の活用を図り、沿岸の海岸環境の状況把握や監視を行なう。
☆地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。
☆地域の状況に応じた水質の保全、回復の方策を検討して展開する。
☆地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出の方策を検討して展開する。
☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。</td></tr>
<tr><td>☆陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
☆水産業、港湾、観光・レクリエーション及びその他の空間利用について、計画段階からの各関係機関との調整を行なう。</td></tr>
</table>
</td><td>・各施策の整理表の更新
<table>
<tr><th>地元地方自治体や関係行政機関と海岸管理者が
連携・協力して行う施策</th></tr>
<tr><td>☆地域防災計画と連携した防災訓練の実施、および災害時の情報提供、避難・誘導、救助活動、輸送を含めた防災ネットワーク等、ソフト面による対応を検討し展開する。
☆既存の観測施設と連携して各種の既存データ（風、波など）等の活用を図り、海岸防災の強化を目指す。
☆津波対策や高潮・侵食等への国土保全対策の施設整備の実施段階では、防護のあり方（河口部を含む）について関係部局との連携を図るとともに地域と共に検討していく。
☆防護、環境、利用面でより質の高い施設整備を目指した技術を導入する。</td></tr>
<tr><td>☆関係機関が保有している各種データ（動植物、水質など）等の活用を図り、沿岸の海岸環境の状況把握や監視を行う。
☆地域に残る良好な環境の保護・保全に配慮した防護・保全施設の工法、構造、材料、配置等についての検討を進め、地域の海岸環境に応じた適切な整備を展開する。
☆地域の状況に応じた水質の保全、回復の方策を検討して展開する。
☆地域の状況に応じた環境の保全、再生・回復、新たな環境の創出の方策を検討して展開する。
☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。
★リアス式地形など、地域特有の環境・生態系を踏まえた環境配慮手法を検討する。
★視覚的なインパクトを極力低減するとともに、違和感なく周辺空間に調和させる。
★擬似的に自然に見せる表面処理は行わず、シンプルなデザインで構造物の本来機能を伝える。</td></tr>
<tr><td>☆陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
☆水産業、港湾、観光、レクリエーション及びその他の空間利用について、計画段階からの各関係機関との調整を行う。
★地域と一体となったトータルデザインに配慮する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>P33</td><td>
<table>
<tr><th>住民やＮＰＯ等が地元地方自治体や関係行政機関、
海岸管理者と連携・協力して行う施策</th></tr>
<tr><td>☆地域を交えた防災訓練への参画と協力。</td></tr>
<tr><td>☆海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。
☆環境保全に関する広報活動等との連携を展開し、住民意識の向上を図る。
☆良好な環境を活かした、環境学習や屋外教育、体験交流等の海辺を舞台とした活動等との連携を展開する。
☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。</td></tr>
<tr><td>☆陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
☆海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携して啓発活動を進め、普及方策を検討して展開する。</td></tr>
</table>
</td><td>・各施策の整理表の更新
<table>
<tr><th>住民やＮＰＯ等が地元地方自治体や関係行政機関、
海岸管理者と連携・協力して行う施策</th></tr>
<tr><td>☆地域を交えた防災訓練への参画と協力。</td></tr>
<tr><td>☆海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動等との連携を展開し、海岸愛護・海岸美化の啓発を図る。
☆環境保全に関する広報活動等との連携を展開し、住民意識の向上を図る。
☆良好な環境を活かした、環境学習や屋外教育、体験交流等の海辺を舞台とした活動等との連携を展開する。
☆地元地方自治体や関係行政機関、住民やNPO等と連携して、海岸ゴミ・漂着ゴミへの適切な対処を図る。
★影響低減対策は、地域の自然環境等に精通している有識者等と協議のうえ適切な時期に検討する。</td></tr>
<tr><td>☆陸域・海域、河口が持つ豊かな資源や多様な機能を活かし、多面的な観点からの活用方策や、学習・教育、レクリエーションへの場の形成などについて検討・調整していく。
☆海岸の安全で快適な利用や、利用者のマナー向上を図るため、地元地方自治体や地域の人々と連携した啓発活動を進め、普及方策を検討して展開する。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

ページ	変更前	変更後
P33	●津波・高潮等への対策 【 凡例：他の施策 】 連携・協力が中心となる施策	・凡例の修正 ◇津波・高潮等への対策 ・凡例の追加 【 凡例：他の施策 】 連携・協力が中心となる施策 塗り潰しは岩手県のみの施策
P37	三陸南沿岸海岸保全基本計画の策定後の取り組み方針として、以下のものがあげられる。 （１）津波対策への取り組み 津波の防護については、明治 29 年、昭和 8 年の三陸沖地震津波、昭和 35 年のチリ地震津波での多大な津波被害の実態や、シュミュレーション等による検討を基にして、それらに対処できる防護水準としていくことを目標として順次堤防等の海岸保全施設の整備を進めるものとする。また、海岸からの避難誘導等といった施設整備以外の施策の実施も併行して行われていくことになるが、これからの津波への防護については以下の配慮も充分に行い、トータルとしての被害の軽減に努めていく。 ○シミュレーション等による浸水区域、高さ、到達時間等の検討を行っていく。 ○津波対策の方策を地域と共に策定していく。 ○地域防災計画や町づくり等と連携していく。 ○津波防災マップ等により情報を提供していく。 ○関係機関、地方自治体と実施可能な施策での連携を進めていく。	・津波への取り組みの追記 三陸南沿岸海岸保全基本計画の改定後の取り組み方針として、以下のものがあげられる。 （１）津波対策への取り組み 比較的発生頻度の高い津波（数十年から百数十年に一度程度）に対しては、海岸堤防等を中心に、整備を進めるものとする。 また、海岸堤防等の天端を越える津波に対しては、少しでも壊れるまでの時間を稼ぐために、堤防等を粘り強い構造にしていくものとする。 なお、最大クラスの津波に対しては、住民の避難を軸に、避難施設・避難路の整備や土地利用の制限等によるソフト・ハード施策を総動員する多重防御の考え方で減災を図ることとしていることから、海岸管理者においても、以下の事項について、関係市町村に協力や支援を行っていくこととする。 ○津波浸水シミュレーションの検討への協力 ○地域防災計画の作成、変更への支援 ○津波防災マップ等の情報提供への協力
P37,38	（３）今後の調査研究と計画の見直し あるべき姿の海岸環境づくりを行っていくため、以下に示す調査研究内容について専門の学識経験者や研究機関等との連携、また、地域住民やボランティアとの連携や参加も視野に入れた継続的な調査・検討の推進や、それらの体制の確立に努めていくものとする。 ○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物および生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。 また、本計画策定後、以下の状況が生じた場合には内容を見直していくものとする。 ○災害等の発生により、施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を見直す。 ○地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因による海岸環境に対する状況変化が生じた場合には、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜見直す。 ○地域状況の変化や社会経済状況の変化にともなって、自然環境等も変化することが考えられるため、計画の見直しを行う際には、事前に調査を行い、自然環境の情報を収集する。	・今後の調査研究と計画の見直しの追記 （３）今後の調査研究と計画の見直し あるべき姿の海岸環境づくりを行っていくため、以下に示す調査研究内容について専門の学識経験者や研究機関等との連携、また、地域住民やボランティアとの連携や参加も視野に入れた継続的な調査・検討の推進や、それらの体制の確立に努めていくものとする。 ○環境面や利用面で配慮すべき目標値の検討。 ○地域住民等の海辺へのニーズの把握。 ○藻場、砂浜等の変化の把握、多様な生物および生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史民俗資源等の調査・研究の促進。 ○多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善を考慮した海岸保全工法や施設の整備手法の検討。 [岩手県] ○復旧・復興における環境モニタリング調査の検討。 また、本計画策定後、以下の状況が生じた場合には内容を見直していくものとする。 ○災害等の発生により、施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を見直す。 ○地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因による海岸環境に対する状況変化が生じた場合には、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜見直す。 ○地域状況の変化や社会経済状況の変化にともなって、自然環境等も変化することが考えられるため、計画の見直しを行う際には、事前に調査を行い、自然環境の情報を収集する。 [岩手県] ○復旧・復興におけるまちづくりの進捗にあわせて、必要に応じ計画を適宜見直す。